

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休日に当  
るとその  
翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 結核予防法による指定医療機関の辞退  
土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地改良事業の認可 (九件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地収用法による土地の立入り
- 宅地建物取引業法による聴聞
- 収入証紙の小売りさばき人の指定
- 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 教委規則 鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項
- ◇ 教委告示 行政書士試験の実施
- ◇ 公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第六百九十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和五十一年八月三日	田 中 病 院	鳥取市本町四丁目三〇

### 鳥取県告示第六百九十九号

昭和五十一年六月十日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(吉田地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十一年九月十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百号

昭和五十一年七月二十六日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良(上古川地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百一号

郡家町から申請のあつた町営土地改良(奥谷地区老朽ため池等整備)事

業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和四十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百二号

北条町から申請のあつた町営土地改良(北尾地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百三号

日南町から申請のあつた町営土地改良(花口地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。  
昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四号

日南町から申請のあつた町営土地改良(井ノ奥地区農道整備)事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百五号

日南町から申請のあつた町営土地改良（佐木谷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六号

日南町から申請のあつた町営土地改良（菅沢地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（隼福地区ほ場整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八号

日南町から申請のあつた町営土地改良（新屋地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百九号

河原町から申請のあつた町営土地改良（下佐貫地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（勝負谷地区区画整理）事業計画

の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月四日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称  
建設大臣
- 二 事業の種類  
一級河川千代川河口付替
- 三 立ち入ろうとする土地の区域  
鳥取市浜坂字東浜、字加路向ノ二、字加路向ノ三、字賀露向の一、字荒神山北側及び字荒神山南側地内
- 四 立ち入ろうとする期間  
昭和五十一年九月十日から昭和五十二年三月三十日まで

鳥取県告示第七百十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 聴聞の期日

昭和五十一年九月二十四日 午後一時から

二 聴聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

県庁地階第二会議室

三 聴聞当事者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字浦富一四七八番地

永 美 一 雄

鳥取県告示第七百十三号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条例同条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十一年 九月六日	三九一	倉吉市越殿町 一四〇五の三九	梶 島 和 江	住所と同じ。

### 教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

#### 鳥取県教育委員会規則第十二号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 第三条第六項の規定の適用については、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十年十二月鳥取県条例第四十三号）附則第十項中「この条例の施行の日」とあるのは「昭和五十一年五月六日」と、「昭和五十一年四月一日」とあるのは「同年十月一日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十七号

昭和五十二年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜を次の要項によつて実施する。

昭和五十一年九月十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

#### 一 募集生徒数

昭和五十二年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項  
水産学科 海洋科 約十人  
機関科 約十人

#### 二 出願資格

1 昭和五十二年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みのある者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者

#### 三 出願期間

昭和五十一年十月四日（月）から十月十二日（火）十二時までとする。

なお、郵送による場合は、十月十二日（火）までの消印のあるものは、有効とする。

#### 四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等

学校(以下「境水産高等学校」という。)に提出しなければならない。

(一) 入学志願書(境水産高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として八百円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの

(二) 出身高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は水産高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査及び面接の期日等

(一) 期日 昭和五十一年十月十九日(火) 九時から十五時まで

(二) 場所 境港市中野町二〇〇番地 境水産高等学校

(三) 学力検査の科目

海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関術(一)及び(二)、執務一般、英語並びに数学

六 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査、入学者選抜学力

検査等の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和五十一年十月二十六日(火)とし、境水産高等学校に掲示するか、合格者に通知する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科の教育課程は、漁業及び機関に関する事項を精深な程度において履修させる。

2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を次のとおり実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により公告する。

昭和51年9月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 昭和51年10月19日

(2) 場所 鳥取市東町271番地 鳥取県庁第二庁舎第三会議室

2 試験の科目及び方法

次の科目について、筆記試験を行う。

なお、(1)及び(2)については、択一式による。

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令

- (2) 一般常識
  - (3) 作文
- 3 受験資格
- 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
  - (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者
  - (3) 行政書士法施行細則第1条の規定に基づき(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者
- 4 受験願書受付期間
- 昭和51年9月10日(金)から昭和51年10月4日(月)までとする。
- なお、郵便による場合は、昭和51年10月4日までに到着したものに限り。
- 5 受験手続
- 行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身名刺型のもの)を添えて、鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部地方課に提出すること。
- (2) 受験願書は、鳥取県総務部地方課で交付する。郵便で受験願書を請求する場合には、あて先を記載し50円切手をはった返信用封筒を同封すること。
- (3) 受験願書を提出した者に対しては、受験票を交付するので、受験者は、試験当日これを持参すること。

- 6 受験手数料及びその納付方法
- (1) 行政書士試験手数料 1000円
  - (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。
- 7 この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。
- 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。
- 昭和51年9月10日 鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 1 試験の種類及び試験科目
- (1) 試験の種類
    - ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
    - イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験
  - (2) 試験科目
    - ア 火薬類取締りに関する法令
    - イ 一般火薬学
- 2 試験の期日及び場所
- (1) 試験の期日 昭和51年10月31日(日曜日) 午前10時から12時まで
  - (2) 試験の場所

3 受験手続

鳥取市及び米子市

次の書類を鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像のものを願書にはり付けること。

- (4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火災保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 700円

- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和51年9月13日から昭和51年9月28日まで

(郵送による場合は、9月28日までの消印のあるものは受け付ける。)

6 受験票

受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。